

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和3年4月22日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第22号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について [非公開案件]

議案第23号 見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約について [非公開案件]

3 そ の 他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

4 閉 会

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

令和3年4月22日提出

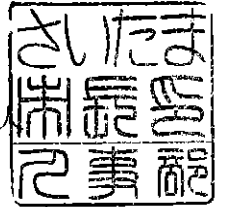
さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

総人第4023号

令和3年3月31日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇



人事評価に関する要綱の協議について（回答）

令和3年3月29日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 佐藤

内線：2416

令和3年3月29日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会



人事評価に関する要綱の協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙 1

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 1（第 7 条関係）				別表第 1（第 7 条関係）			
評価者等 被評価者	第 1 次 評価者	第 2 次 評 価者	調 整 者	評価者等 被評価者	第 1 次 評価者	第 2 次 評 価者	調 整 者
[略]	係長 ※係制をと らない組織に おいては、所 属長が指名し た課長補佐相 当職以上の職 員又は主査	[略]		[略]	係長 ※係制をと らない組織に おいては、所 属長が指名し た課長補佐相 当職以上の職 員又は <u>人事評 価者を経験し た</u> 主査	[略]	
[略]				[略]			
課・室・館・所 長、参事、次長、 <u>副理事</u> 、その他上 記相当職	[略]			課・室・館・所 長、参事、次長、 その他上記相当職	[略]		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。